

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033 <u>沿革 平成29年6月13日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、別表1に定める一の契約に該当するもの（以下「特定2年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033</p> <p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、別表1に定める一の契約に該当するもの（以下「特定2年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。</p>	
<p>第1条～第21条 （略）</p>	<p>第1条～第21条 （略）</p>	
<p><u>(回収に要した費用の負担)</u> 第22条 約款第36条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に申請する者は、別紙様式第17による貿易一般保険回収費用負担申請書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。 2 （略）</p>	<p><u>(回収に要した費用の負担)</u> 第22条 約款第36条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第17による貿易一般保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。 2 （略）</p>	
<p>第23条～第27条 （略）</p>	<p>第23条～第27条 （略）</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成29年6月30日から実施する。</u></p>		

貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件） 手続細則・新旧対照表

新	旧	備考
別表1～別表6（略）	別表1～別表6（略）	